

資 料 提 供
 令和3年6月1日
 担 当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月31日(月)に、新型コロナウイルス感染症の患者が16例確認されました。
 新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内10700～10715例目です。
 本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 3市1町で、10代～80代 計16人
- 【 症 状 等 の 度 合 】 中等症1(60代1人)，軽症12，症状なし3
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中1，宿泊療養中8，調整中7
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者4，接触あり5，調査中7
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり3

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市		1	2		1	3	1	1	2		11
東広島市			1		1		1				3
海田町				1							1
三原市		1									1
合計		2	3	1	2	3	2	1	2		16

《新型コロナウイルス感染症患者発生数の訂正について》

令和3年5月15日(土)に公表した県内7995例目(安芸高田市,40代)は、5月12日(水)に公表した県内7345例目(同上)と同じ患者であり、重複していたため、県内7995例目を削除し欠番とします。

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者(勤務形態によっては執務室内の定員)を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。